公 示

遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画において、「第1期重点的撤去区域」を 次のように定めたので公示する。

関係図書は、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所(占用調整課)、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 23 年 2 月 28 日

国土交通省 九州地方整備局長 中嶋 章

福岡県知事麻生

1. 河川名

遠賀川水系 遠賀川 遠賀川水系 西川

2. 第1期重点的撤去区域の範囲

遠賀川

遠賀川砂浜・右岸(河口から 0.950 km付近)

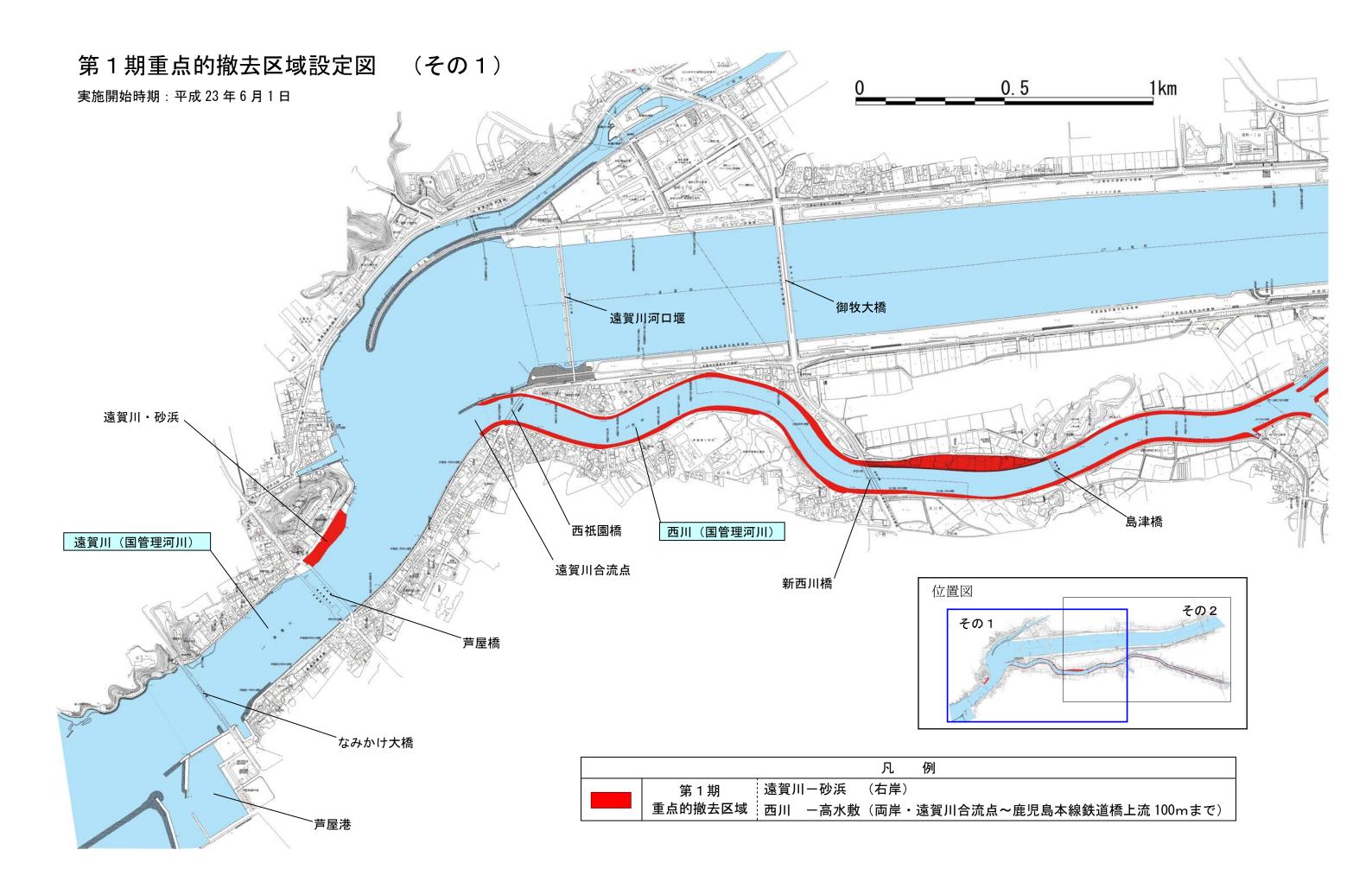
西川

西川高水敷・両岸(遠賀川合流点~鹿児島本線鉄道橋上流 100mまで)

- 3. 第1期重点的撤去区域における不法係留船対策の実施開始時期 平成23年6月1日
- 4. 強制的撤去措置に関すること

河川法第77条第1項に基づき河川監理員が行う是正指示等の指導に従わず不法係留船を河川区域外へ自主的に除却しない場合又は不法設置桟橋・係留柱等を除却し河川を原状に回復しない場合は、同法第75条第1項に基づき河川管理者の監督処分として河川区域からの除却等を命ずる。(監督処分を命ずべき者を確知できない場合は、同法第75条第3項に基づく簡易代執行により河川管理者において強制的に撤去する。)

命ぜられた期限までに除却等を履行しない場合は、行政代執行法第 2 条に基づき 河川管理者において強制的に撤去する。



第1期重点的撤去区域設定図 (その2)

